

東京都医療審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法施行令第5条の22の規定に基づき、東京都医療審議会（以下「審議会」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に委員の互選による会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会の設置)

第4条 審議会に、医療法人の認可に関する事項を調査審議するため、医療法人部会を置く。

2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要な部会を置くことができる。

3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に、その部会に属する委員の互選による部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

3 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を行う。

(部会の議事)

第6条 審議会は、医療法人部会の決議をもって審議会の決議とする。

2 部会の招集、議事の定足数及び表決数については、第3条の規定を準用する。

この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聞くことができる。

(会議の公開等)

第8条 審議会並びに部会（医療法人部会を除く。）の会議及び会議に係る審議事項、議決事項、会議録等（以下「会議録等」という。）は、公開する。

ただし、会長（部会にあっては、部会長。以下同じ。）又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 医療法人部会の会議及び会議録等は公開しない。

ただし、部会長又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開することができる。

3 会議又は会議録等を公開するときは、会長は、必要な条件を付することができる。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、東京都保健医療局医療政策部において処理する。

(委任)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和61年12月5日から適用する。

附 則

この規程は、平成2年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年1月18日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から適用する。